

# 筑西市議会経済土木委員会

## 会 議 録

(令和3年第3回定例会)

筑西市議会

## 経済土木委員会 会議録

### 1 日時

令和3年9月15日（水） 開会：午前10時 閉会：午前11時18分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第79号 筑西市産業振興条例の制定について  
議案第80号 令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）のうち所管の補正予算  
議案第84号 令和2年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

---

### 4 出席委員

委員長	保坂 直樹君	副委員長	中座 敏和君				
委員	國府田喜久男君	委員	稲川 新二君	委員	小島 信一君		
委員	大嶋 茂君	委員	秋山 恵一君	委員	赤城 正徳君		

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

---

委員長 保坂 直樹

○委員長（保坂直樹君） ただいまから経済土木委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、条例議案1案、補正予算案1案、企業会計未処分利益剰余金処分議案1件について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、経済部です。議案第79号「筑西市産業振興条例の制定について」審査を願います。なお、議案第79号については、資料要求があったパブリックコメント手続の実施結果をお手元に配付しております。

商工振興課から説明を願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。よろしく願いいたします。議案第79号「筑西市産業振興条例の制定について」ご説明申し上げます。

初めに、制定の経緯についてでございます。近年の人口減少をはじめ、コロナ禍の影響により社会環境や経済情勢が変化する中で、市内の産業である農業、工業、商業を振興し、発展させていくためには、市民、事業者、経済団体、行政が一丸となり、共通認識の下、産業の振興に取り組んでいくことが必要であると考えられるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容についてご説明いたします。第1条では、本条例制定の目的を規定しています。この条例は、本市における産業の振興の基本となる理念等を定め、市、事業者及び経済団体の責務、市民の役割等を明らかにすることにより、本市の産業基盤の安定及び強化並びに地域内経済の循環及び活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とするものでございます。

第2条では、本条例で使用される用語の定義について規定しています。

第3条では、基本理念等を規定しています。第1項では、基本理念として、産業振興は事業者の自主的かつ主体的な努力及び創意工夫の下、市、事業者及び経済団体並びに市民がそれぞれの役割及び責務において相互に連携し、協力することにより推進されなければならないと規定し、次の2ページ、第2項では、産業振興は、前項の基本理念に則り、次に掲げる方針に基づいて行わなければならないとして、第1号から第6号までの基本方針を規定しています。

第4条では、市の責務を規定しています。市は、基本方針に基づき、次に掲げる第1号から第9号までの産業振興に関する施策の実施に努めるものとするとしております。

第5条では、事業者の責務を規定しています。事業者は、基本方針に基づき、次に掲げる第1号から第7号までの事業等を実施するよう努めるものとするとしております。

次の3ページ、第6条では、経済団体の責務を規定しています。経済団体は、基本方針に基づき、次に

掲げる第1号から第6号までの事業等を実施するよう努めるものとするとしております。

第7条では、市民の役割を規定しています。市民は、産業振興が自らの生活の向上に寄与することを理解し、本市の区域内における消費活動及び市または経済団体が実施する産業振興に関する施策、事業等に協力するよう努めるものとするとしております。

第8条では、協議等について規定しています。

最後に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 大木商工振興課長、ありがとうございます。非常によく分かりました。これに関しては、資料の請求がありまして、パブリックコメントもいただいております。これ今日読んだわけではなくて、ここで読んだだけではあれですけども、私も既にこれは取り寄せて読ませていただきました。パブリックコメントの意見もそれなりにそうなのだろうと。これを読んだ人はそれなりの意見を言っていますよね。目的がはっきりしないとか、SDGsの取組が少ない、デジタルトランスフォーメーションの話が少ないとか、いろいろ出ています。一生懸命考えてくれたのでしょう。それに対して、執行部の考え方、回答、納得できます。なるほどねと私も思います。ですから、パブリックコメントは、しっかりやっているのだろうと思います。

私がこれを読んで、このパブリックコメント以外に私が指摘したことがあります。パブリックコメントにも含まれてはいるのですが、この条例の意義というのは非常にあると思います。これまでの市の責務や事業者の責務、市民の責務、役割、そういったことは当然のごとく、あるいは自主的になされていたことを明文化するというのには意義があることだと私も思いますので、条例の制定には大賛成です。

ただ、構成がやはり私ちょっとしっくりしないことがあるのです。第1条の目的はいいでしょう。定義もよろしいと思います。そして、第3条の基本理念もそのとおりだと思いますが、その後に基本方針というのが第2項にあるのですが、この基本方針を読んでみますと、皆さん分かると思うのです。産業振興は、基本理念に則り、基本方針に基づいて行わなければならない。これ責務です。何らかの責務を書いているのですよね。当然ここに書いてあるとおり、(1) 農業、(2) 商業、(3) 工業、事業者の責務がここに書いてあるのです。実は、それぞれの責務というのは、第4条以下に書いてあるのです。これ二重になってしまっているということがまず1つ。方針と言いながら責務を書いているので、この方針が4条以下のそれぞれの責務と重なってしまっているということです。

細かく言いますと、今の(1)、(2)、(3)は事業者の責務そのもの、第5条に入ればそれでいいことですよね。そして(4)です。「(4) 事業者及び事業の後継者の育成並びに創業の支援により、事業の継続及び雇用の促進を図る」という文言は、これ第4条、市の責務に同じことが書かれているのです。市の責務の「(3) 事業者及び事業の後継者の育成及び支援」、「(4) 創業の支援」、「(5) 就労の支援」、ほぼ内容同じです、これ。ですから、この(4)も含まれている。もう既に第4条に含まれている。

そして、「(5) 経済活動を通じた持続可能な環境の保全及び整備に取り組むこと」なんていうのは、第5条の(5)と同じ文言ですね、これ。第5条の(5)に「事業活動を通じた持続可能な地域の環境の保全及び整備の取組」、ちょっとこれだとやっぱり方針という名目にあって、それぞれの事業者の責務になっ

ているので、これも要らないですよ。

そして、「(6) 地域内経済の循環促進及び活性化」、これ一番重要なのだと思うのですが、これはもう既に目的に書かれているのです。これちょっとバランスが悪いのですよね。一番大事な目的に書いてあることをもう1度方針に同じことを繰り返している。形悪いと思います。結果的に、私この方針はそっくりそのまま削除しても、この条例はとてもいい条例であると。かえってそのほうの形がいいと思います。これが1つ。3条の第2項、基本方針というのは、全部既にほかの条文に含まれているので、なくてもいいのではないですか。

もう1つ、第7条なのですが、第7条は市民の役割と規定されています。これも重要ですよ。市民の役割というの。責務と書かないで役割と書いたのでしょうか。それもいいと思うのですが、この文章、せっかくなこと書いてあるのですが、行政文章になっていて非常に読みにくいのです、これ。さっき大木商工振興課長はさらっと読みましたけれども、読んでみるとちょっと理解しにくいことがあるのです。1行目の後ろのほう、「本市の区域内における消費活動」、恐らく本市の区域内で消費活動をしましょうということなのでしょうけれども、その後すぐに及びで入ってしまって、市又は経済団体がというふうに別な文章が入ってきてしまうのですよね、これ。これ読みにくいです。市民は、本市の区域内における消費活動に協力するものとするというふうに結んだほうが読みやすい。この辺もお堅い行政文章のために、何か非常に読んでいて心地が悪い文章になってしまいますから、もっと平易な文章にすると思います。この条例は、条例といいながら縛るものではなくて宣言ですよ。市の経済団体、事業者、市も市民もみんな一生懸命市の経済振興に努力しましょうという宣言文みたいなものなので、あまり難しい言葉を使う必要はないと思います。ですから、大きくいってその2点ですよ。どうでしょう。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

基本方針につきましては、本条例の基本方針は、基本理念を実現するための基本的な方針、方向性を示しているものでございます。第1号から第3号につきましては、事業者を対象にしておりますし、第4号につきましては経済団体と市を対象にしております。第5号、第6号につきましては、地域の全体、市、事業者、経済団体、市民を対象としているところでございます。こちらの基本方針を規定することで、市、事業者、経済団体、市民の取り組む方向性が明確になると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、第7条につきまして、ちょっと読みにくい、分かりにくいという委員からのお言葉をいただきましたけれども、こちらにつきましては条例制定後、事業者の皆様や市民の皆様にこの条例を知っていただくために分かりやすいような新しく産業振興条例のチラシ等を作成しまして、機会あるごとに皆様に周知いたしまして、理解を深めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） こういう条例案ですね。常任委員会で訂正を求めても、そう簡単に訂正ができるものではないのは了解していますので、こういった私らが読んで疑問に思っていること、揚げ足を取るわけではなくて、やっぱり文章の中に同じ表現が何度か出ているなんていうのは、センスが悪いと言われると思うのです、私。目的と方針と事業者の責務の中に同じような文言が入ってしまっているというのは、

何かバランスが悪いというよりもセンスが悪いというふうにとられるのではないかと。これをうまく皆さんで、これに対して追加の文書を出してみるとか、そういった努力をお願いしたいと思います。これを直してもらえれば私は一番いいと思いますけれども、そういった手続はこれから無理なんでしょうから、これを補佐するような、そういった文書でこの条例を皆さんで理解しましょうみたいな、そういったものを出すとよろしいのではないかと思います。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 私は、この3ページにある第8条、ここで、「市長は、産業振興の施策を円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて事業者及び経済団体と協議などを行い、その意見を求めることができる」となっていますので、ぜひ意見を求めて、私たちにどういう意見を求めてどうやるということも知らせていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 制定後につきましては、少なくとも年に1回以上は、経済団体や事業者の方にお集まりいただきまして、それぞれの取組について進捗や課題等を共有する、そういう会議を開きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいですか、大丈夫ですか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今、國府田委員の言ったことも私も思ったのですが、協議会等とか、そういうものは立ち上げる予定はないのですか、全体で。それぞれ責務がうたわれていますよね。今の説明では年に1回程度集まると。やっぱりそういった協議会とか、そういうものを立ち上げていく必要があるのではないかというのが1つ。

それと、この条例制定に当たっては、去年12月、商工会議所の要望書によってという、茨城新聞の記事がございました。この間の本会議の部長の説明でいろんな団体からという説明があったのですが、これ茨城新聞の記事が、商工会議所からの要望書ということで出ていたのですが、ほかからは要望書は出されていなかったのですか。まずこれ1点。

あと、この条例制定は、県内で最初ということで説明がありましたよね。ここだけですよね。筑西市。また、ほかではその後、条例制定はあったのでしょうか。その2点だけ、協議会については國府田委員にも説明しましたので結構です。2点。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、要望書につきましては、下館商工会議所からの要望が出たという意見だけでございますけれども、昨年12月に要望書が提出されましたが、その前から、昨年の初めの頃から、議員からも、こういう産業振興をするための条例を制定してはどうかというお話、進言を何度かいただきまして、一般質問でもご質問等いただいた経緯がございます。この条例につきましては、農業を含めた産業振興条例というのは初という認識をしております。

中小企業振興条例という中小企業に特化した条例につきましては、ほかの水戸市、日立市、龍ヶ崎市の

ほうで制定している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） もう1つ、ちょっと質疑漏れましたけれども、この条例ができたことによって、何か事業をやるとか、予算、予算はこれ全然うたわれていないのですが、事業をやって予算化ということは、今のところ考えておりませんか。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 産業振興条例を制定後につきましては、条例を周知するための予算は計上しようと考えておりますけれども、施策に対しての事業費というのは、今までも各課、担当課ごとに実施しておりますので、そちらのほうでこれからも引き続き実施したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 事業は今までやっていたと。その事業と予算で、これはあくまでもこういった条例化したということだけでよろしいのですね。はい、結構です。

○委員長（保坂直樹君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 条例の内容等は大体分かりました。業者の役割であったり責務であったりということで、あと市民の方の役割ということで、この条例というのは、何がどうだという条例ではなくて、心持ちのような条例だと思うのですけれども、結局この条例ができたことによって、これに書かれているようなことの中でできるもの、できないものというものはあるのですか。条例がないから、このような内容のものではないというようなものはあるのですか。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

こちらの条例につきましては、産業を振興するために各皆さんで協働して取り組みましょうということなので、具体的に努めていただくというような努力義務というか、お願いしますという協力を依頼するようなものですので、特に事業者の方からこういうことをしてほしいとかという要望につきましては、お話を伺いたいと思うのですが、現在のところできないということは、ちょっと今のところ想定がちょっとつかないのですけれども。

○委員長（保坂直樹君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） できないものはないし、やっていないものもないと思うのですけれども、これまで取り組んでいないこともないと思うのですけれども、パブリックコメントにもあるように、漠然としていて、私の第一印象は漠然としていて、どんなメリットがあって、どんなデメリットがあるのかということも何となく漠然としていて分からない。内容についても、小島委員がおっしゃったように、もうちょっと精査する部分もあるのではないかなという思いもあります。これは意見なのですけれども。もう少し内容についても分かりやすいような内容にしていくような、ちょっと精査する必要があるのではないかなと私は思います。意見なので、これは。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この産業振興条例の制定について、共済団体である共済組合とか、または私も農

業をやっている関係上、土地改良団体、そういう団体は、そのほかいろいろな団体があると思うのですが、私は農業をやっている関係上、共済団体または土地改良団体はこれの制定についてどのような絡みというか、どのような関係があるのでしょうか。何もないのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

この条例制定するに当たりまして、検討会議を開きました。その中で、農業関係の経済団体としては、北つくば農協の方に出席していただいたのですけれども、今後協議する機会を年に1回以上設けるということですので、そのときに必要に応じて共済組合の方や土地改良区の皆様にご出席いただくということも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 特にこの筑西市には、大きな土地改良の団体が8団体あります。このような条例を制定するに当たって、土地改良という団体は、この制定するに当たってどのような関係を持つてくるのかなど。

それともう1つは、第3条の（1）、（2）、（3）、農業、商業、工業、これに対して例えばどんなことなのでしょう。（1）、（2）、（3）の。

○委員長（保坂直樹君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

土地改良区の皆様に関連していくとしましては、市の責務の第4条の第1号に農業生産基盤及び農村環境の保全及び整備ということがございますので、こちらのほうでいろいろご進言いただければなというふうには考えております。

あと、基本方針の第1号、第2号、第3号の具体的な内容でございますか、具体的な、こちら農業、商業、工業の基本的な取組、どういうことに取り組んでいただくかという基本的なことで、既にこういうことは皆さん認識して、意識して実施していただいているものとは思いますが、改めて方針のほうには掲げてさせていただいたということでございます。すみません。お答えになっていないかもしれないのですが。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） はい。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 本議案は、閉会中もさらなる慎重審査が必要と思われまます。ついては、本議案を継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） よって、本議案は継続審査と決しました。

以上で議案第79号の審査を終了いたします。

次に、議案第80号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、経済部所管の補正予算につ



いて審査を願います。

なお、議案第80号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、討論、採決をしたいと存じます。

初めに、農政課から説明を願います。

岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） 農政課、岩淵でございます。どうぞよろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

議案第80号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、経済部農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄29、農業経営継承・発展等支援事業補助金としまして350万円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、農業経営継承・発展等支援事業、65、その他補助金（農林）、農業経営継承・発展等支援事業費補助金としまして700万円の増額補正をお願いするものです。この事業は、本年度新たに創設された国の補助事業でございます。内容といたしましては、令和2年1月1日以降に地域の中心経営体に位置づけられた先代農業者から、経営に関する権利の移譲を受けた後継者が、経営発展に関する計画を策定し、目標として設定いたします付加価値額の向上及び地域貢献度の拡大を図るために必要な取組に係る経費を国、市が一体となり2分の1ずつ負担することで、100万円を上限に支援いたします。市の事前の要望調査により、事業の対象となる7件分の予算を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） これに関しましては、議案質疑で小倉議員から質疑がありまして、歳出に関してはよく分かりました。私、疑問に思っているのは、17ページ、歳入ですよ、歳入、これ雑入で350万円入っているのです。雑入、農業経営継承・発展等支援事業費補助金、これは当然国から、農林水産省から出るのだろうと思っていましたら、これは違うのですね、雑入扱い。これはどこから出ているのか、何で雑入になるのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） お答えいたします。

予算自体は農林水産省で計上したのですが、補助金事務局といたしまして、一般社団法人全国農業会議所が請け負うことになりましたので、国・県支出金ではなく雑入として計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 農林水産省の、これは外郭団体になるのですか、一般社団法人全国農業会議所、こういう補助金はここを通すというふうに、これからそうなっているのですか。全国農業会議所という団体の性格というのですか、なぜ市に補助金を出すのに、国から出すのに、ワンクッション置くのか、その

仕組みってどういうことなのでしょう。

○委員長（保坂直樹君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） お答えいたします。

今回は、一般会計を通ったものですが、市を通らない補助金といたしましても、全国農業会議所を通して直接農業協同組合等に流している傾向がございます。また、雑入扱いといたしましては、農地中間管理事業に関しまして、雑入で、茨城県農林振興公社、こちらから入るものに関しましても雑入として取り扱っております。

以上でございます。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本です。どうぞよろしく願いいたします。

議案第80号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、経済部ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2、変更でございます。起債の目的、県営かんがい排水事業の限度額2,110万円に増額分110万円を加えた限度額2,220万円に変更をお願いするものです。これは、起債額の一部が、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債の適用になったことに伴うものです。

次に、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。中段、款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄26、多面的機能支払事業交付金返還金といたしまして、346万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、その下、款22市債、項1市債、目6農林水産業債、節1農業債、説明欄3、県営かんがい排水事業債110万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、18、19ページをお開き願います。3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目17諸費、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金の県支出金返還金260万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、多面的機能支払事業交付金返還金でございます。多面的機能支払事業交付金は、農地、農道、水路の保全、防災・減災や自然環境の保全、良好な景観形成など、農業環境が持つ多面的機能の維持管理の支援を活動組織に行っているもので、負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。この交付金につきましては、令和2年度末に活動組織において不要な額が生じたので、このたび多面的機能支払事業交付金返還金260万1,000円となるものです。

次に、20、21ページの下段から続きまして22、23ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、かんがい排水事業（田谷川堰）につきましては、財源内訳の変更でございます。これは、市負担金2,100万円について、当初全額公共事業債充当率90%対象としておりましたが、市負担金のうち1,100万円が防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債充当率100%に

なったことに伴い、起債額110万円の増となったものでございます。

ふるさと整備課所管の補正予算については、説明は以上となります。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査は終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（保坂直樹君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第80号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査を願います。

道路維持課から説明を願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。よろしくお願ひいたします。着座にてご説明させていただきます。

一般会計補正予算（第7号）のうち、道路維持課所管の補正予算についてご説明いたします。

22ページ、23ページをお開き願います。初めに、款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、説明欄の道路橋梁維持管理経費、節12委託料におきまして、500万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、自治会からの要望が年々増加しており、職員による除草作業を行っている状況のため、お願いするものでございます。

続きまして、目2道路維持費、説明欄の道路維持補修事業に2億円の増額補正をお願いするものでございます。初めに、工事請負費1億2,000万円の増額補正につきましては、新たに約90か所の市民生活道路の舗装、側溝の新設及び道路の修繕工事を行うためのものに加えて、台風、水害等の緊急時に早急に対応し、安全な道路及び水路を維持するためのものでございます。

次に、原材料費の増額補正8,000万円につきましては、道路及び側溝等の補修工事に必要なアスファルト合材や砕石及び二次製品を市で購入し、工事の際、現場に支給することによる工事の縮減と早期完了を図るためにお願いするものでございます。加えて、職員による軽微な補修を行う際の材料としても使用しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 23ページなのですが、ちょっと単純な質疑かもしれませんが、道路維持の補修工事と、それから修繕工事、これどこがどう違うのですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持補修費と修繕費の違いについてご説明いたします。

修繕補修工事につきましては、道路等の維持に必要とする経費になります。また、修繕工事とは、原状回復のための費用となります。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） すみません。ちょっと分かりにくいのですけれども、もう1回お願いします。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 維持補修工事につきましては、道路等の維持に要する経費になります。また、修繕工事につきましては、原状回復のための費用となります。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 要するに穴が空いた場合が上ですか。例えば道路に穴が空いたりとか、そういうのが維持修繕ということですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長にちょっとお願い申し上げます。

分かりやすく、少し具体例なんかを交えながら分かりやすく説明をお願いします。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持の修繕工事につきましては、先ほど委員がおっしゃられた穴等の工事になります。また、こちらの維持補修工事につきましては、新設等の工事等になります。原状復旧をするための一部分の簡易的な工事の補修工事になります。

○委員（國府田喜久男君） 具体的に、例えば道路がある。狭いとか、それを足すとかですか、修繕工事は。

○道路維持課長（長本敏介君） はい。

○委員（國府田喜久男君） 最初のほうの維持補修が穴とかということでもいいですか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 委員のおっしゃられるとおりでございます。

○委員長（保坂直樹君） そのほか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 私は2つお聞きしますが、簡単に答えてもらって結構です。

もともと道路橋梁維持管理経費、道路橋梁維持管理というのは市内にある橋ですよね。道路の一部になっている橋の部分の点検とか、そういうところから始まったと私記憶しているのですが、いつの間にかこれ、植栽管理、除草委託になってしまっているのです。これいつからこうなってしまったのか。名目が道路橋梁、橋梁だったのに、内容を見ると植栽の管理になってしまいましたよね。除草作業とか。いつからこうなったのか。

それと、道路維持補修、修繕、これ大体9月には2億円の補正が上がるのですけれども、今回この2億円で主に市内のどこをやるのか、もし予定があるのだったら、年次計画であるのだろうと思うのですが、今後大きなところはこういうところありますよという具体的な予定、自治会でもいいです。何号線のどの辺でもいいですけれども、そういったもの、もし簡単な資料があれば教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 先ほどの國府田委員さんの質疑につきまして、訂正させていただきたいと思えます。

修繕工事につきましては、劣化等の新設時代の機能を見た目で取り戻すために、基本的には一定の年数

ごとに計画的に行われることに対しまして、補修工事につきましては、劣化や不具合が生じた場合にその都度、実情問題ない程度までに補う応急処置をするということになりますと先ほどの回答を訂正させていただきます。

あと、小島委員さんの質疑でございますけれども、まず90か所の内訳でございますけれども、おおむねどこどこの何号路線というわけではなくて、計画しておりますのが下館地区で45か所、関城、明野、協和につきましては各15か所で45か所、合わせまして90か所という計画を立てております。予定でございます。

先ほどの道路橋梁費のいつ頃から変わったかというのにつきましては、ちょっとお時間をいただきました、再度ご回答したいと思っております。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 分かりました。それは後でいいのですけれども、さっきの道路修繕のところ、件数言ってもらえるのだったら、足し算して今、違う数字になってしまうのだけれども、もう1回教えてください。足し算すると違う数字になってしまいました。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） お答えします。

下館地区が45か所、関城地区が15か所、明野地区が15か所、協和地区が15か所で90か所になります。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この道路維持補修事業なのですが、これは市の職員がやっているという回答だったのですが、昔、呼び方はちょっと変わってきたと思うのですが、昔は、合併前は現業職員というのがいたのですよね。その方が機械もあって、やっていたのですが、これはやっぱりそういう形で市の職員、呼び方は違うと思うのですが、現業職員がいて、そういう補修をしていると。人数は何名なのか。また、パトロール、昔、パトロール班があったのですけれども。かなり私は歩いていて、穴が空いているところがある。これも市の職員がパトロール班で、何班あって何人で回っているのか。この2点お聞きします。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） ご質疑にご答弁いたします。

現業職と当時言われていた方に関しましては、今は会計年度職員ということで言葉が変わっております。現在6名でございます。そのうち1名が主にパトロール等をやっておりまして、6名のうち1名が主にパトロールをやっておりますが、6名体制で穴とか、そういうのを対応しております。

また、職員につきましては、随時パトロールを行っております、何班体制というわけではございません、随時行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） パトロールは1名ということで、そういう対応が5名ということで、あとは一般職員もパトロールに近いことをやっているということですね。結構私、見て歩くと、結構穴空いているところがあるのです。住民からの通報もかなりあると思うのです。よく議会当初に、事故があって、道路に

穴が空いているなんていうことで結構報告事例があります。できるだけその穴の空いたところをなくすようにお願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（保坂直樹君） そちらは要望ということでよろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい。

○委員長（保坂直樹君） そのほかありますか。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 23ページ、道路橋梁維持管理経費ですけれども、本当に道路維持課の皆さん、電話したらすぐやってくれる。穴埋めもやってくれる、草も刈ってくれる、本当に感謝しています。この500万円というのは、職員さんの負担を減らすために業者への委託料と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 委員さんおっしゃられるとおり、委託したいと考えております。

○委員長（保坂直樹君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） これは、基本的に市道に対して年に何回か刈っていて、そのほか自治会からの要望が多いので、それに対応することだと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） そのとおりでございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（保坂直樹君） 次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第80号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 下水道課の岡本です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第80号のうち、下水道課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、説明欄11、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置）に429万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、説明欄22、浄化槽設置費補助金に1,149万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これらにつきましては、歳出で浄化槽設置促進事業の補正を組みましたので、その財源となるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、団地排水建設事業基金積立事業に1,063万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。この基金は、大田郷駅前、鷹ノ巣、幸町の3団地の排水処理使用料から維持管理費を差し引いた額を積立てし、団地排水施設の老朽化対策等に活用していくものでございます。令和2年度の団地排水処理施設に係ります決算に伴い、積み立てるべき額が4,313万7,097円に確定し、このうち令和2年度に3,250万7,000円を積み立てしておりますので、その差額分を積み立てるため増額補正をお願いするものでございます。なお、補正後の団地排水建設事業基金の残高は、3億3,676万854円となります。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境保全総務費、説明欄、浄化槽設置促進事業に1,963万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、公共下水道事業等に生活排水を排出できない区域において、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、良好な生活環境を確保するために行っているものでございます。今年度におきましても、当初予算額を上回る申込みがございましたので、浄化槽設置の推進を図るため、申込み者全員に補助したく、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 最後の部分です。21ページの浄化槽設置促進事業について少しお聞きします。

浄化槽設置促進、本当に私、議員になったときから、これを非常に評価しています。非常にいい事業だと思っています。可住面積の広い筑西市において、市街化ではなくて調整区域、市街化調整区域に住む人口というのは非常に多いのです。そこでの新しい住宅取得は、これからも増えると思いますし、過去10年溯っても大分ありました。そのときに下水道がないところに造るわけですから、農業集落排水か合併浄化槽の宅内処理なり道路側溝放流なりになるわけなのですよね。この浄化槽設置促進、これはどれよりも農業集落排水よりも公共下水よりも私は評価しているのです。この数字、当初予算、それなりに取っていたと思うのですが、当初予算でどのくらいの金額で何件の希望者を考えていたのか。そして、今回の1,900万円、2,000万円近いお金で何件を予定しているのか、見込んでいるのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（保坂直樹君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

当初予算につきましては、151基を見込んでおりました。しかし、実際に来た件数に関しましては、205基ということになっております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 金額のほうは。

○下水道課長（岡本崇生君） 事業費につきましては、1億2,936万円ということでございます。

以上でございます。

○委員（小島信一君） はい、分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第80号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第80号について討論を願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時

---

再 開 午前11時 9分

○委員長（保坂直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第80号の採決をいたします。

議案第80号「令和3年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第84号「令和2年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査を願います。

水道課から説明を願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第84号「令和2年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。令和2年度筑西市水道事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面を御覧願います。別記、令和2年度筑西市水道事業剰余金処分計算書でございます。表中、上段右側に記載してございますが、令和2年度筑西市水道事業の決算におきまして、7億1,652万7,011円の未処分利益剰余金が生じました。これは、前年度繰越利益剰余金4億8,370万6,907円に当年度純利益2億3,282万104円を加えたものでございます。このうち1億9,220万3,374円を議会の議決を経て資本金に組入れをさせていただくものでございます。この1億9,220万3,374円は、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額でございまして、長期前受金戻入として収益化したものでございます。現金を伴わない帳簿上の収益でございますので、財産上の整合を図るために資本金に組入れをさせていただくものでございます。これにより表の下段に記載してございますが、資本金は48億5,926万2,021円に、繰越利益剰余金となります未処分利益剰余金残高は5億2,432万3,637円となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） この金額は、水道料金の値下げなんかには使えないのでしょうか。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。



○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

水道事業につきましては、老朽化した施設等が相当ございまして、それに伴う経費等が相当かかりますので、そちらのほうにお金を回したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（保坂直樹君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） その老朽化というのは、大体どういう感じで調査したり、どういう頻度かどうか、どこで調べているのですか。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

水道事業で設備投資したものにつきましては、全て耐用年数が決まっております、その耐用年数に応じて方針を考えております。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） よろしいですか。

そのほか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 毎年この利益の資本金への繰入れやっていますよね。さっき課長が説明しました。すごくスピードでさらっとやっているので、多分我々委員が理解できていないと思うのです。この数字、1億九千二百何がしと細かい数字出ていますよね。私もいつもこういう何で細かい数字になるのかということも聞くのですけれども、担当課に行ったりして聞いています。何でこの数字が出てきたのかというのは、もうちょっと詳しく言ってください。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

減価償却費というのは、例えばの話でございますが、100万円のを設備した場合に、耐用年数10年がたった場合は、単純に残存価値をゼロとしますと、1年に10万円ずつ減っていくということになります。こういったものが計算で全ての設備において耐用年数のところの減価償却費を積み重なった当該年度分が、こちらにございます1億九千二百何がしの数字になってございます。

以上でございます。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 課長、それ説明違うでしょう。そこ違いますよね。減価償却は経費なのです。ところが、公的資金でつくった分、つくった分の減価償却は利益に上げるという、その制度上の仕組みがあるのです。その部分を積み重ねると、この数字になるのだらうと思うのです。違いますか。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

申し訳ございません。説明不足でございました。こちらにつきましては、補助金で整備しました施設に係る減価償却費分でございます、今説明したのは減価償却費のみでございますが、委員さんおっしゃいますように、補助金で整備したものの減価償却費分となります。

以上でございます。失礼しました。

○委員長（保坂直樹君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 問題は、問題というか一番聞きたいのはその次で、これは計算上だけの利益になるわけですよね。一旦減価償却をして、制度上、補助金でつくったものに対しては減価償却させないと。利益に繰り戻せということなのだけれども、そうすると現金は動かないのですよね。そこがちょっといつも腑に落ちないところで、現金が動かないで利益にしたときに、貸借対照表の資産の部分は増やしていないのか。増やせないわけですよね、現金ないから資産の部は増やせないわけで、その具体的に内部でどういうふうな処理しているのか。資産を増やさないようにしているのか、それとも増やして負債を上げているのか、そこのところをちょっと知りたいのです。さっき國府田委員の質疑にもつながるのです。実際には現金ないから流用できないのです、これは。そこのところ、資産として現金を上げているのか、上げていないのか。上げたならば、それに対応する負債も上げなければいけないのだけれども、そこの処理のところを教えてもらいたいのです。詳しい資料があるのだったら後でも結構です。

○委員長（保坂直樹君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。失礼しました。

貸借対照表上でいきますと、決算書をお持ちでございますれば、公営企業決算書の8ページ、9ページを見ていただきたいと存じますが、負債の部と資本の部というのがございまして、負債の部のところに長期前受金が計上になっておりまして、その下に資本というのがございまして、負債と資本の合計が資産と一緒ですよというのがバランスシートでございまして、負債の部分から長期前受金戻入がなくなって、その分が資本に増えるわけですから、全体としてのバランスシートは変わらないということになります。

○委員（小島信一君） 分かりました。

○委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（保坂直樹君） 討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「令和2年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部所管の審査を終了いたします。

これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

執行部は退席を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（保坂直樹君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時18分